

施策評価表(平成21年度実績評価と平成23年度方針)

作成日	平成 22 年 9 月 1 日
-----	-----------------

施策No.	15	施策名	障害福祉の推進	21年度 施策位置付け	<input type="checkbox"/> 重点施策 <input checked="" type="checkbox"/> それ以外
施策統括課名	障害福祉課	施策統括課長名	相川 浩一		
施策関連課名					

1. 施策の目的と成果実績

施策の目的 「対象」	障害者	対象指標名	単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績
		障害者手帳等を所持している市民の数(下段は精神・難病含まず)	人	6,191 (4,631)	6,393 (4,762)	6,531 (4,725)

施策の目的 「意図」	住み慣れた家庭や地域の中で、安心していきいきと暮らせる	成果指標	単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績
		市内で暮らしている障害者手帳所持者の割合	%	99.9	99.9	99.9
		市民に占める障害者の割合(下段は精神・難病を含まず)	%	5.4 (4.1)	5.6 (4.2)	5.5 (4.1)

成果指標の把握方法(引用資料、算定式など)	手帳所持者数から入所施設(市外施設)に入所している人数を引いた数値で「市内で暮らしている」割合を算定した。なお、身体障害者の手帳所持者は転出入等詳細に把握しているが、精神障害者手帳所持者、難病対象者は医療券申請者数から算定した。
-----------------------	--

施策の成果向上に向けての市民と行政との役割分担	<p>市民の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者自身が地域で生活することを自覚し、自助努力を行うとともに、周囲への協調、経済的負担が必要であることを理解する。 障害等への偏見を解消し、助け合いの気持ちやボランティア意識の醸成を育成し、ボランティア活動へ参加する。 障害者施設への理解と協力、障害者福祉活動への参画、協働という意識をもつようになる。 <p>行政の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者自立支援法等に基づく国都施策の推進及び市民への周知。 市施策を実施する財源が限りある税金であることを市民へ周知し、公平な実施を目指して市民の理解を求める。 障害等に関する正しい理解や心のバリアフリーを目的とした啓発活動。 発達相談や就学前重度障害児の療育を担うわかき学園の効果的な運営。
-------------------------	--

2. 施策成果の評価

施策成果の水準評価	<p><施策の成果水準評価></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 21年度目標を上回る実績だった <input checked="" type="checkbox"/> 21年度目標通りの実績だった <input type="checkbox"/> 21年度目標を達成出来なかった <p>根拠： 障害福祉計画に基づく自立支援法関連施策のサービス提供量はほぼ目標を達成でき、制度が安定してきたといえる。その他の事業もほぼ計画どおり目標を達成できた。</p>	<p>①近隣との比較</p> <p>人口に占める手帳所持者の割合は、近隣市平均とほぼ同程度と見ている。</p> <p>②時系列比較</p> <p>障害者自立支援法が平成18年4月に実施され、同年10月本実施となった。平成21年7月までに毎年利用者負担の改善が図られてきた。平成21年10月には、長寿厚生労働大臣が「障害者自立支援法廃止」を明言し、平成21年12月には「障がい者制度改革推進本部」が設置され、平成22年1月より「障がい者制度改革推進会議」が開催され、障害者自立支援法廃止後の障がい者総合福祉法(仮称)の検討が始まった。</p> <p>③市民期待水準との比較</p> <p>利用者負担の軽減策が講じられたこと、制度の周知が概ね図られたため障害者の期待水準にはほぼ近づいてきた。しかし、一般市民の関心は薄い。</p>	<p>貢献度の「高い」事務事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者ホームヘルプ事業 心身障害者通所訓練事業 心身障害者小規模通所授産事業 障害者日中活動支援事業 さいわい福祉センター事業 わかき学園運営事業 <p>貢献度の「低い」事務事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅手当支給事業 市福祉手当支給事業
-----------	--	---	--

3. 施策コストの実績と評価

施策トータルコスト		単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績	①時系列比較 ・事業費は自立支援法関連事業の利用者増加とともに、増加する。さいわい福祉センター運営の縮減を図った。わかき学園の嘱託職員雇用を廃止し、人件費の縮減を図った。 ②近隣との比較 障害者自立支援法に基づく障害福祉計画第1期(H18～20年度)が終了したが、現在集計中のため、まだ近隣と比較することができない。 ③納税者期待との比較 誰もが利用できるものでないため、市民全体の関心は薄い。
	①本施策を構成する事務事業の数		本数	54	59	
②事業費(本施策を構成する全事務事業の事業費合計)		千円	1,782,104	2,077,772	1,999,335	
③人件費(本施策を構成する全事務事業の人件費合計)		千円	203,873	197,699	177,886	
④トータルコスト(②+③)		千円	1,985,977	2,275,471	2,177,221	
効率性指標	対象(受益者)1単位あたりもしくは市民1人あたりの施策の					<施策事業費の中で上位1/3を占める事務事業名> ・知的障害者施設訓練等支援事業 ・障害者ホームヘルプ事業 ・福祉手当支給事業・さいわい福祉センター事業 ・障害者グループホーム事業
	⑤事業費(定義式: ② / 障害者手帳所持者数)	円	384,821	436,323	423,140	
	⑥人件費(定義式: ③ / 障害者手帳所持者数)	円	44,024	41,516	37,648	
	⑦トータルコスト(定義式: ④ / 障害者手帳所持者数)	円	428,845	477,839	460,788	

4. 施策の方針設定に際しての前提条件

<p><input checked="" type="checkbox"/> 市の関与の強化</p> <p><input type="checkbox"/> 市の関与の現状維持</p> <p><input type="checkbox"/> 市の関与の軽減</p> <p>* 行政と市民の役割分担含む</p> <p>説明： ・障害者自立支援法は、実施主体が市となる事業が多く、介護給付費の請求支払いなど市の事務が多い。また、制度が安定するまでは、事業者やサービス利用者に対して、市の関与を強化継続していく必要がある。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 対象の増加による施策事業費の増</p> <p><input type="checkbox"/> 対象の減少による施策事業費の減</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受益者の行政需要の増加による施策事業費の増</p> <p><input type="checkbox"/> 受益者の行政需要の減少による施策事業費の減</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 制度改訂等による施策事業費の増</p> <p><input type="checkbox"/> 制度改訂等による施策事業費の減</p> <p><input type="checkbox"/> 施策事業費の増減なし</p> <p>説明： ・平成18年4月から障害者自立支援法が施行され、平成21年7月まで毎年見直しが行われてきた。平成21年10月、長妻厚生労働大臣が「障害者自立支援法」の廃案を明言し、その後新法を検討するため、平成21年12月には「障がい者制度改革推進本部」が立ち上がった。平成22年1月、「障がい者制度改革推進会議」がひらかれ、障害者総合福祉法(仮称)の検討に向けて会議が進められている。このため、今後の事業費の成り行き予測は難しい。</p>	<p><コスト削減不可事務事業名> (市の裁量ではコストを削減できない事務事業) 心身障害者通所訓練事業、心身障害者小規模通所授産事業、さいわい福祉センター事業、精神障害者共同作業所訓練事業、知的障害者施設訓練等支援事業、身体障害者施設訓練等支援事業、手話通訳者派遣事業、自立移動手段確保支援事業、更正訓練費支給事業、障害者自立生活援護活動支援事業、障害者支援費短期入所事業、重度脳性麻痺介護人派遣事業、障害者ホームヘルプ事業、障害者グループホーム事業、障害者日中活動支援事業、心身障害者地域自立生活支援センター事業、精神障害者地域生活支援センター事業、補装具支給事業、日常生活用具支給事業、ほか34事業</p> <p>コスト削減不可事務事業費の金額(比率) * 市条例は含まず</p> <p>平成21年度実績 1,853,773,000 円 (92.7 %)</p> <p>市の裁量でコストを削減できる事業費の金額(比率)</p> <p>平成21年度実績 145,562,000 円 (7.3 %)</p>
--	---	--

5. 全庁評価会議で示された施策の方向等

<p>優先施策の方向性</p>	<p>23年度の施策位置づけ : 優先施策 <input type="checkbox"/> それ以外 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>【主な意見】 ・精神障害者の相談件数が年々増加しており、困難ケースの増加に伴い、ケースワーカーによるフォロー体制の確立が求められている。 ・障害者自立支援法への移行については、制度が安定するまでの間、事業者・サービス利用者に対して、市が支援していく。</p>
<p>要検討課題</p>	<p>①地域生活支援事業について ・6月議会で同事業にかかる利用者負担の無料を求める請願が趣旨採択された。事業の一部について検討をしていく。</p> <p>②「障害者自立支援法」の廃止について ・平成22年1月から開催されている国の「障がい者制度改革推進会議」で、「障害者自立支援法」を平成25年8月までに廃止し、新たに「総合福祉法」(仮称)が検討されている。今後の制度については不明である。</p>

6. 平成23年度に向けた施策方針

<p><国・都の方針並びに関係法規等の変化> ・国は、平成20年7月、平成21年7月、と利用者負担の見直しをし、さらに平成22年4月より低所得者の利用者負担が無料化となった。また、平成23年度末までに作業所等の法内化を推進しており、法の円滑な推進を継続しているところである。</p> <p>・平成22年1月から開催されている国の「障がい者制度改革推進会議」で、「障害者自立支援法」を平成25年8月までに廃止し、新たに「総合福祉法」(仮称)が検討されている。</p> <p><市の状況、市民ニーズの変化> ・平成20年4月には作業所等が4ヵ所障害者自立支援法の新体系に移行した。市は、平成20年10月にさいわい福祉センター、平成21年1月にわかさ学園が法内移行した。また、まだ新体系に移行できていない作業所等に対しては、継続的に側面から支援していく。これらの状況の変化を踏まえて、平成21年度に作成した第2期東久留米市障害福祉計画に基づき、各種事業の安定化を図っていく。</p> <p>・平成22年9月1日から就労支援室「さいわい」「あおぞら」が開設され、障害者就労支援事業が開始となった。</p>	<p>説明： ・障害者自立支援法に基づく現状の福祉サービスをコストを維持しながら推進していく。</p> <p>・また、事業者や各種団体等と連携して、障害者が安心して暮らせる地域社会の実現を図っていく。</p>	<p><取り組むべき課題> * 5.全庁評価会議で示された施策の方向等の「要検討課題」を受けて ・市内作業所等の法内移行の推進</p> <p>・就労の場の確保</p> <p>・障害者自立支援協議会設置に向けての検討</p> <p><対応方向> ・作業所等の自主的な判断に基づく法内移行に対する指導・助言の継続</p> <p>・さいわい福祉センター、めるくまーにおける就労相談機能の充実及び関係機関との連携強化</p> <p>・施設代表者会等を含めた検討委員会設置に向けての検討</p>
--	--	--